

# 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当のご案内

## 1. 特別児童扶養手当

支給要件	20歳未満で精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等
対象者	1級 障害基礎年金の1級の基準に相当する障害がある児童 2級 障害基礎年金の2級の基準に相当する障害がある児童
支給月額 令和4年度	1級 52,400円 2級 34,900円
支払時期	原則として毎年4月、8月、12月（または11月）に、それぞれ前月分までを支給します。
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上のときは、手当は支給されません。 ・受給資格者（障害児の父母等） ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者と生計を同じくする扶養義務者

## 2. 障害児福祉手当

支給要件	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活で常時の介護が必要な状態にある在宅の20歳未満の人
対象者	障害基礎年金1級の基準に相当する障害より一定程度重度の障害がある児童
支給月額 令和4年度	14,850円
支払時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までを支給します。
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上のときは、手当は支給されません。 ・受給資格者（重度障害児）本人 ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者の生計を維持する扶養義務者

## 3. 特別障害者手当

支給要件	精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある在宅の20歳以上の人
対象者	障害基礎年金1級の基準に相当する障害が重複している状態と同程度またはそれ以上の障害がある人
支給月額 令和4年度	27,300円
支払時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までを支給します。
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上ときは、手当は支給されません。 ・受給資格者（特別障害者）本人 ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者の生計を維持する扶養義務者

## 手続きなどのお問い合わせ

各手当や申請に関する詳しい情報については、住所地の市区町村の各手当窓口までお問い合わせください。